

地域教育協議会（すこやかネット） 委託契約の手引き

目次

地域教育協議会（すこやかネット）について.....	1
1. 地域教育協議会（すこやかネット）の概要.....	1
2. 地域教育協議会（すこやかネット）の活動.....	1
3. 委託契約について.....	1
契約手続きについて.....	2
1. 申込から入金までの流れ.....	2
2. 終了時の流れ.....	2
会計について.....	3
1. 対象経費と対象外経費.....	3
2. 物品の購入について.....	4
3. クレジットカード等に関する取扱いについて.....	4
事業の実施について.....	5
1. フェスタ等の実施について.....	5
2. 保険について.....	5

1 地域教育協議会(すこやかネット)について

1. 地域教育協議会(すこやかネット)の概要

豊中市地域教育協議会(すこやかネット)事業は、学校・家庭・地域の三者による相互連携の充実を図りながら、学校教育や地域における諸活動を活性化させるとともに、豊かな人間関係づくりを通して一人ひとりが自己実現できるよう支援し、子どもに「生きる力」を育むことを目的としています。

地域教育協議会(すこやかネット)事業は、豊中市と各地域教育協議会が委託契約を結んで行う市の事業になり、活動の予算は、事務局を通じ豊中市から支出されます。

2. 地域教育協議会(すこやかネット)の活動

上記の目的を達成するため、下記の活動を委託しています。

1. 家庭教育支援及び子育て支援に資する事業の実施
2. フェスティバル等の地域全体で子どもたちの成長を支えることを目的とした地域住民が参加する事業の実施
3. 地域間での情報共有のための地域コミュニティ紙の発行
4. 清掃活動、挨拶活動等の世代を超えた地域の人間関係づくりのための事業の実施
5. 校区巡視、校外補導巡回等の子どもの安全確保のための事業の実施
6. 科学教室、歴史教室等の地域学習活動の実施
7. ボランティア体験学習、職場体験学習等の学校教育への支援
8. その他学校教育や地域における諸活動を活性化させる事業の実施

3. 委託契約について

委託金	上限 120,000 円
委託期間	令和 6 年(2024 年) 契約日 ~ 令和 7 年(2025 年)3 月 31 日

1. 申込から入金までの流れ

①事業実施申込書類の提出

提出期限 委託事業開始の 20 日前

提出書類

- ・ 事業実施申込書
 - ・ 事業実施計画書（様式 1）
 - ・ 収支予算書（様式 2）
 - ・ 請求書（様式 3）
 - ・ 口座振替依頼書（様式 4）
- ※口座名義は、地域教育協議会名及び会長名を入れてください。
- ・ 名義を記した通帳のコピー

②事務局から委託契約書の送付

③委託契約書の提出

提出期限 契約書送付後速やかに

提出書類

- ・ 事業委託契約書 2 通（押印）
- ・ 委員名簿

④事務局から委託金の振込

委託金は銀行口座で管理してください。

2. 終了時の流れ

①事業実施報告書の提出

提出期限 令和 7 年(2025 年)3 月 21 日(金) ※期限を過ぎる場合はご連絡ください。

提出書類

- ・ 事業完了報告書
- ・ 事業実施報告書（様式 5）
- ・ 収支決算書（様式 6）
- ・ 支出伝票（様式 8）
- ・ 領収書（様式 7） ※謝礼金の支払いがある場合のみ
- ・ 通帳のコピー（残高 0 円のページと表紙） ※残金 0 円の場合

②事務局から納付書の送付 ※残金がある場合

③精算 ※残金がある場合

- ・ 金融機関で残金の納付
- ・ 通帳のコピー（残高 0 円のページと表紙）

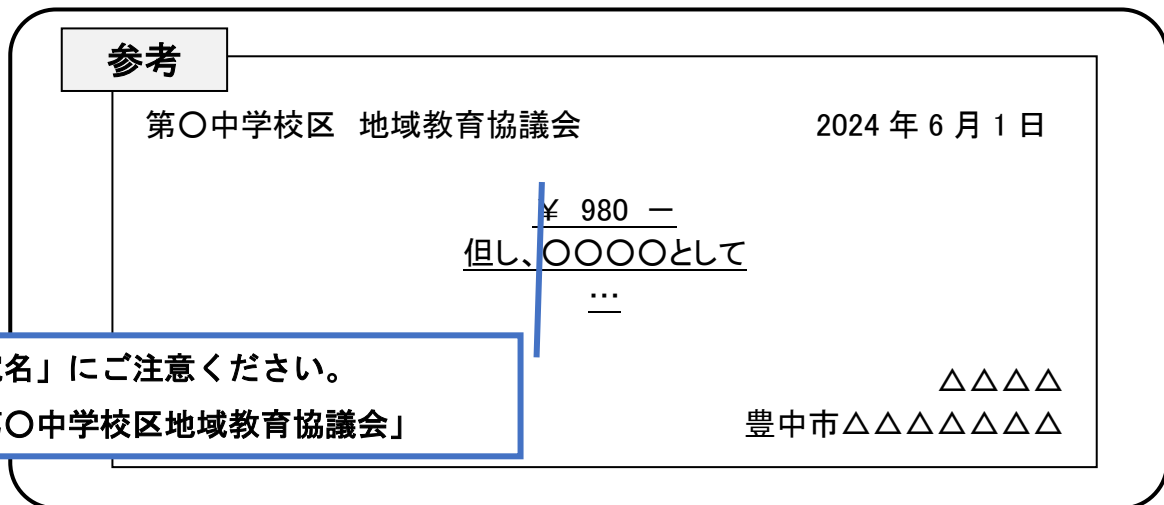
1. 対象経費と対象外経費

●疑問が生じた場合は、予算執行前に事務局までお問い合わせください。

費目	支出できるもの	支出できないもの
報償費	講演会・講習会・研修会の講師、指導者の謝礼	参加者に対する弁当代、記念品謝礼
需用費	消耗品費 事務用品、大会・競技・講習会・フェスティバル等準備材料、広報紙・チラシの用紙代、灯油代（上限 10,000 円）、物品の修理代	消耗品費 椅子、机、ロッカー、レターケース等、備品購入（単価 3 万円以上の品物） 参加者への景品 料理教室等の食材、食料品
	印刷製本費 広報紙などの印刷代、写真の現像代	
	会議費 会議用お茶代	会議費 会議用弁当代、おかし代 フェスティバル等の出演者の弁当代
役務費	通信運搬費 切手代	
	保険料 傷害保険、賠償責任保険	
	手数料 物品購入等における銀行振込手数料 代引き手数料、送料	
使用料 及び 賃借料	講演会会場代、資材運搬トラック借上げ代、映画フィルム借上げ代、道路使用許可証紙代、バス借上げ代、下見の際の駐車場代	
旅費	事務局指定の研修にかかる交通費、下見の際の交通費	参加者の交通費
その他		各すこやかネットから、各小学校・PTA等に助成金・補助金・分担金等の支出

2. 物品の購入について

- 委託契約前、年度の最終日（3月31日）より後の会計執行はできません。
契約期間内の日付で発行された領収書（レシート）のみ、支出可能です。
- 領収書の宛名は、「第〇中学校区地域教育協議会」としてください。



- 領収書、レシートなどが無いもの、対象外経費の支出については、返還いただくこととなりますのでご注意ください。

3. クレジットカード等に関する取扱いについて

- 必ず領収書（またはレシート）を付けてください。（現金購入と同じです）
- 領収書のあて名は、「第〇中学校区地域教育協議会」にしてください。
カード名義人があて名になる場合は、「第〇中学校区地域教育協議会」を併記してください。
レシート（宛名なし）しか出ない場合も、事業名を併記してください。
- 支払い方法は1回とし、分割支払いは避けてください。
分割支払いは手数料が必要となる場合があり、手数料は本事業の対象となりません。
- 個人所有のポイント分で購入した分は、本事業の対象となりません。
- 付与されたポイントの取り扱いには関与はしません。本事業に還元されるようご協力をお願いします。
- クレジット支払いで本事業分と個人（私用）の同時購入はできません。
公用分と私用分については、別々に購入してください。

本取扱い開始後も引き続き、地域経済の振興のため、市内事業者からの物品購入にご協力をお願いします。

4 事業の実施について

1. フェスタ等の実施について

- ①フェスタ等にて飲食物を提供する場合は、開催前に保健所へご相談の上、指示に従って運営してください。

(豊中市ホームページ：臨時出店届について)

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/moushikomi/soshiki/moushikomi13/syokuhin/rinji.html>

- ②フェスタ等にて、露店を開設する場合は、消防署あてに「露店等開設届出書」をご提出ください。

(豊中市ホームページ：火気器具を使用する露店等の開設について)

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/bosai/toyonakafiredept/mosimo/kasai/rotenn.html>

2. 保険について

- ①すこやかネット事業において事故が発生した場合、事故発生状況報告書（様式第9号）を事務局まで提出してください。到着しましたら、事務局より被災者様と連絡を取り、市長会保険または活動行事見舞金の支給手続きを進めていきます。

- チラシ等に「共催 豊中市教育委員会」の記載は不要です。
 - 治療費の全額を負担するものではありません。
- 被災者様に保険について説明される際にはご注意ください。

- ② その他保険に加入される場合の掛金については、役務費より支出してください。